

社会保険離脱(資格関係)証明書

1. 被保険者（本人）が資格喪失した場合には、「被保険者（本人）欄」と「A・B・C・D・E欄」を記入してください。ただし、被扶養者（家族）がない場合はE欄の記入は不要です。

被 保 険 者 （ 本 人 ）	下記 A欄 の者は、健康保険・厚生年金保険の資格を	} したことを証明します。
	年 月 日 取得 令和 年 月 日 喪失（退職日の翌日）	

2. 被扶養者（家族）の認定または認定を抹消した場合は、「被扶養者（家族）欄」と「A・B・D・E欄」を記入してください。

被 扶 養 者 （ 家 族 ）	下記 E欄 の者は、	} したことを証明します。
	年 月 日 健康保険の被扶養者として認定 令和 年 月 日 健康保険の被扶養者として認定を抹消	
※「被扶養者として認定を抹消された日」は、 就職をした場合は就職日、離婚等の場合はその日、死亡の場合は死亡日の翌日 を記入してください。		

令和 年 月 日 作成 事業所所在地.....
 事業所名称.....
 事業主氏名.....
 電話番号（ ） - 担当者.....

A	被保険者 (本人)	(ふりがな) (氏名)	昭和 平成	年	月	日	男・女	
	住所							
B	健康保険の 記号番号	記号	番号	C	基礎年金番号 (10ケタ)	—		
D	保険者名	全国健康保険協会	支部		健康保険組合	共済組合		
	保険者番号							
E	被 扶 養 者 （ 家 族 ）	氏名	生年月日	性別	続柄	備考		
			昭和 平成 令和	年 月 日	男・女			
			昭和 平成 令和	年 月 日	男・女			
		昭和 平成 令和	年 月 日	男・女				

◎国民健康保険・国民年金の加入手続をするときは、この証明書のほかに下記のものがが必要です。

国民健康保険の加入

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)等
- ・顔写真付き本人確認書類 (有効期限内のもの)

国民年金の加入

- ・顔写真付き本人確認書類 (有効期限内のもの)
- ・年金手帳 (配偶者の方も加入する場合には、2人分の年金手帳)

★この手続は、届出の事由が生じてから14日以内に、住所地の市町村の窓口にて行うことになっております。

事業主のみなさま

従業員の方の国民年金・国民健康保険の 手続きに御協力をお願いします

事業主の皆様には、日頃より御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

現在、年金制度と健康保険制度は、皆年金・皆保険となり、国民はなんらかの公的年金・公的保険に加入する仕組みになっています。

会社に就職したときなどは、下記のような手続きが必要となります。

この手続きを本人が速やかに行えるよう裏面の「社会保険離脱（資格関係）証明書」様式を作成しました。貴社に就職又は退職された方や被扶養者に異動があった方については担当の方が記入され、本人へ手渡していただくようお願いいたします。また、本人に下記の手続きをされるよう御説明のほど、御協力をお願いします。

なお、この用紙は社会保険事務所、市役所、町村役場の窓口を用意してありますが、コピーしたものをを使用することもできます。

記

手続き

※この手続きは14日以内に行ってください。

就職したときの手続き

就職する前、国民年金の第1号被保険者だった人
就職する前、国民健康保険の被保険者だった人

国民年金の資格喪失の手続き
国民健康保険の資格喪失の手続き

退職したときの手続き

退職後、国民年金の第1号被保険者になる人
退職後、国民健康保険の被保険者になる人

国民年金の加入の手続き
国民健康保険の加入の手続き

被扶養者となったときの手続き

〔配偶者が就職したことにより
被扶養者となった場合も含む〕

扶養認定前、国民年金の第1号被保険者だった被扶養配偶者
扶養認定前、国民健康保険の被保険者だった人

国民年金の資格喪失の手続き
国民健康保険の資格喪失の手続き

被扶養者でなくなったときの手続き

〔配偶者が退職したことにより
被扶養者でなくなった場合も含む〕

扶養抹消後、国民年金の第1号被保険者になる被扶養配偶者
扶養抹消後、国民健康保険の被保険者になる人

国民年金の加入の手続き
国民健康保険の加入の手続き

手続き先

住所地の市役所、町村役場の国民年金・国民健康保険担当課